

令和3年度6月補正予算について  
(新型コロナウイルス感染症関係追加予算)

注:◎は新規施策分  
○は大幅増額分  
( )は累計額  
単位:千円

1 ○ 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費(保健福祉部 健康増進課) 1,325,881 (1,833,777)

高齢者へのワクチン接種の早期完了に向け、接種回数の増加や接種体制の強化を図る医療機関に対して報償金を支給する。

対象者	個別接種を行う医療機関(診療所・病院)
対象期間	5月9日～7月31日
支給額	
	診療所
	100回以上/週の接種を4週間以上行った場合:2千円/回
	150回以上/週の接種を4週間以上行った場合:3千円/回
	診療所・病院共通
	50回以上/日の接種を行った場合:定額10万円/日
	病院
	特別な体制を組み、50回以上/日を達成する週が4週間以上ある場合に所要額を追加支給
負担区分	国10/10

2 ○ 生活福祉資金貸付事業費(保健福祉部 保健福祉課) 3,810,000 (5,298,621)

受付期間が8月末まで2か月延長となったため、貸付金の原資を県社会福祉協議会に補助する。

実施主体	(福)県社会福祉協議会
内容	
	緊急小口資金
	貸付対象 感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
	限度額 20万円以内
	償還期限 2年以内(据置1年以内又は3年度末まで)
	貸付利率 無利子
	総合支援資金
	貸付対象 感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
	限度額 2人以上世帯:月20万円以内 単身世帯:月15万円以内
	貸付期間 原則3月以内(最長9月以内)
	償還期限 10年以内(据置1年以内又は3年度末まで)
	貸付利率 無利子
負担区分	国10/10

3 ◎ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費 (保健福祉部 保健福祉課) 64,754

生活保護に準じる水準の困窮世帯に支援金を支給し、新たな就労や生活保護の受給につなげる。

対象地域	郡部
対象者	生活福祉資金の特例貸付を利用できない世帯であって、以下の条件全てに該当する者
	収入が基準額(市町村民税均等割非課税限度額の1/12)と家賃(住宅扶助特別基準額が上限)の合計額以下であること
	金融資産が基準額の6倍以下であること(ただし、100万円以下)
	ハローワークでの求職活動を行うこと又は生活保護の申請を行うこと
支給額	単身世帯:6万円/月 2人世帯:8万円/月 3人以上世帯:10万円/月
支給期間	申請月から3か月(申請受付は8月末まで)
負担区分	国10/10